

第26 特定駐車場用泡消火設備

I 技術基準

1 用語の定義

- (1) 特定駐車場
特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成26年総務省令第23号）第2条第1号に規定する駐車のに供される部分をいう。
- (2) 特定駐車場用泡消火設備
特定駐車場における火災の発生を感知し、自動的に泡水溶液（泡消火薬剤と水との混合液をいう。以下第26において同じ。）を圧力により放射して当該火災の拡大を初期に抑制するための設備をいう。
- (3) 閉鎖型泡水溶液ヘッド
特定駐車場に用いるスプリンクラーヘッドで、火災の熱により作動し、圧力により泡水溶液を放射するものをいう。
- (4) 開放型泡水溶液ヘッド
特定駐車場に用いるスプリンクラーヘッドであって、感熱体を有しないものをいう。
- (5) 感知継手
火災の感知と同時に内蔵する弁体を開放し、開放型泡水溶液ヘッド又は泡ヘッド（省令第18条第1項第1号に規定する泡ヘッドをいう。）に泡水溶液を供給する継手をいう。
- (6) 有効感知範囲
閉鎖型泡水溶液ヘッド、感知継手、火災感知用ヘッド（省令第18条第4項第10号イに規定する火災感知用ヘッドをいう。）及び閉鎖型スプリンクラーヘッド（省令第13条の2第1項に規定する閉鎖型スプリンクラーヘッドをいい、閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令（昭和40年自治省令第2号）第2条第1号に規定する標準型ヘッド（同条第1号の2に規定する小区画型ヘッドを除く。））が火災の発生を有効に感知することができる範囲として確認された範囲をいう。
- (7) 有効放射範囲
閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び泡ヘッドから放射する泡水溶液によって有効に消火することができる範囲として確認された範囲をいう。
- (8) 最大開放個数
火災の発生時に開放することが確認された閉鎖型泡水溶液ヘッドの最大個数をいう。

2 適用対象

- (1) 政令別表第1に掲げる防火対象物の駐車のに供する部分のうち、次に掲げるものに政令第29条の4第1項の規定を適用する場合
 - ア 駐車のに供する部分の存する階（屋上を含み、駐車する全ての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。）における当該部分の床面積が、地階又は2階以上の階にあっては200㎡以上、1階にあっては500㎡以上、屋上部分にあっては300㎡以上のもののうち、床面から天井までの高さが10m以下のもの
 - イ 昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のもので、車両の収容台数が10以上のもののうち、床面から天井までの高さが10m以下のもの
- (2) 条例第40条第1項第1欄に規定する防火対象物又はその部分（床面から天井までの高さが10m以下のものに限る。）に条例第47条の規定を道用する場合

3 適用対象となる特定駐車場用泡消火設備

日本消防検定協会が実施する特定機器評価（以下第26において「特定機器評価」という。）を取得している機器

4 共通事項

閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手（以下第26において「泡水溶液ヘッド等」という。）以外の構成機器が、特定駐車場用泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成26年消防庁告示第5号）の技術基準に適用することについては、特定機器評価により確認されていることから、当該評価結果に記載する構成機器の仕様及び設置基準によるほか、次によること。

(1) 泡水溶液ヘッド等

ア 泡水溶液ヘッド等は、認定品を用いること。

イ 泡水溶液ヘッド等については、認定において付された次に掲げる付帯条件を確認すること。

(ア) 有効感知範囲（開放型泡水溶液ヘッドを除く。）

(イ) 有効放射範囲（感知継手を除く。）

(ウ) 最大開放個数（閉鎖型泡水溶液ヘッドに限る。）

(2) 加圧送水装置

第4章第2節第5「泡消火設備」. I「技術基準」. 1.(1)を準用すること。

(3) 水源

第4章第2節第5「泡消火設備」. I「技術基準」. 1.(2)を準用すること。

(4) 配管等

第4章第2節第2「屋内消火栓設備」. I「技術基準」. 3.(1)を準用すること。

(5) 起動装置

自動火災報知設備の感知器又は流水検知装置若しくは起動用水圧開閉装置の作動と連動して起動することができるものとする。

(6) 流水検知装置

省令第14条第4号の4及び第4号の5の規定に準じるほか、流水検知装置の二次側は、泡水溶液を満たした状態とすること。

(7) 自動警報装置

第4章第2節第5「泡消火設備」. I「技術基準」. 2.(8)を準用すること。

(8) 末端試験弁

省令第14条第5号の2の規定に準じて設けること。

5 総合操作盤

第4章第2節第5「泡消火設備」. I「技術基準」. 6を準用すること。

6 貯水槽等の耐震措置

第4章第2節第5「泡消火設備」. I「技術基準」. 1.(5)を準用すること。

7 事務処理

(1) 政令第29条の4第1項又は条例第47条の適用を受けようとする者から、その申出があった場合は、条例第64条第1項の規定に基づく申請を求めること。

(2) 申請書の添付図曹は、原則として次のものとする。

ア 防火対象物の概要表及び図面（案内図、配置図、平面図、断面図等）

イ 特定駐車場用泡消火設備の機器の概要（泡水溶液ヘッド等、流水検知装置、加圧送水装置等の使用機器の構成及び仕様、水源水量、配管等の摩擦損失計算書、感知部との連動フロー、総合操作盤との関連動作フロー図等）

ウ 特定駐車場用泡消火設備の適用範囲を示した平面図（駐車場等の部分、特定駐車場用泡消火設備を設置する部分、他の消火設備等を設置する部分、防火区画等を色別により明示したもの）

エ 特定駐車場用泡消火設備の消火設備図（配管系統図、特定駐車場用泡消火設備を設置する階の平面図）

オ 感知部が設置される場合には、当該感知部の設備図（専用の感知部としての感知器又は自動火災報知設備の感知器の設備系統図及び平面図、特定駐車場用泡消火設備との連動フロー図等）

- カ 特定機器評価総合評価結果（写しでも可）
 - キ その他特定駐車場用泡消火設備の種類に応じて必要な図書
- (3) 特定駐車場用泡消火設備の着工届に係る添付図書で、前(2)により添付した図書と重複するものにあつては、これを省略することができること。
- (4) 条例第47条の規定を適用し、特定駐車場用泡消火設備を設置する場合は、次により取り扱うこと。
- ア 工事は、特定駐車場用泡消火設備の構造、性能、工事方法等に精通した第2類の甲種消防設備士に行わせること。
 - イ 着工届は、法第17条の14の規定に準じて届出させて処理すること。
 - ウ 設置届は、法第17条の3の2の規定に準じて届出させて処理すること。この場合の検査は、検査済証を交付しないものであること。
 - エ 定期点検は、法第17条の3の3の規定に準じて実施し、その結果を報告するよう指導すること。
 - オ エの点検は、消防設備士については第2類の甲種消防設備士又は乙種消防設備士とし、消防設備点検資格者については第1種消防設備点検資格者に行わせること。
- (5) 条則別記第26号様式の基準の特例等適用通知書の条件又は理由欄に記載する事項
- 政令第29条の4を適用する場合はア及びイを、条例第47条を適用する場合はア、イ及びウからキまでの事項のうち該当する事項を記載すること。
- ア 申請内容のとおり施工する旨
 - イ 申請内容（条件）に変更が生じた場合は、原則として消防法令に基づく消防用設備等を設置する旨
 - ウ 工事については、特定駐車場用泡消火設備の構造、性能、工事方法等に精通した第2類の甲種消防設備士が行う旨
 - エ 着工届は、法第17条の14の規定に準じて届出する旨
 - オ 設置届は、法第17条の3の2の規定に準じて届出する旨
 - カ 定期点検は、法第17条の3の3の規定に準じて実施し、その結果を消防署長に報告する旨
 - キ 定期点検は、消防設備士については第2類の甲種消防設備士又は乙種消防設備士とし、消防設備点検資格者については第1種消防設備点検資格者が行う旨

8 性能鑑定を取得している特定消火機器の取扱い

性能鑑定を取得している特定消火機器（以下「性能鑑定取得機器」という。）を特殊消防用設備等として設置しているものの構成機器を点検等により交換を行う際は、当該設備の設備等設置維持計画によるほか、次により取り扱うこと。

なお、政令第32条又は条例第47条の基準の特例を適用し、設置されたものについても同様に取り扱うこと。

- (1) 認定品その他の主要な構成機器（泡消火薬剤混合装置、システム制御盤を含む。）に係る評価において、性能鑑定取得機器と同等の性能を有することが確認されたものについては、当該認定品及び主要な構成機器が、性能鑑定取得機器に相当するものとして使用することができること。
- (2) 前(1)の「同等の性能を有することが確認されたもの」は、「性能鑑定品とそれに相当する認定品の型式番号に係る対応表」及び「性能鑑定品とそれに相当する特定機器評価品等の型式番号に係る対応表」により確認すること（第26-1表及び第26-2表参照）。

Ⅱ 検査要領

検査は、第4章第2節第5「泡消火設備」、Ⅱ「検査要領」に準じるものとし、その他、次の項目について実施すること。

〔Ⅰ〕外観検査

1 泡水溶液ヘッド等

- (1) 第4章第2節第4「スプリンクラー設備」、Ⅱ「検査要領」、〔Ⅰ〕、7に準じたものであること。
- (2) 認定品であり、かつ、その表示が貼付されているものであること。

2 末端試験弁

- (1) 第4章第2節第4「スプリンクラー設備」、Ⅱ「検査要領」、〔Ⅰ〕、10.(1)に準じたものであること。
- (2) 流水検知装置の設けられている配管の系統ごとに1個ずつ、放射圧力が最も低くなると予想される配管の部分に設けてあること。
- (3) 直近の見やすい箇所に末端試験弁である旨の標識が設けられていること。

3 制御盤（制御盤を設ける場合に限る。以下同じ。）

- (1) 設置場所
 - ア ポンプ室、防災センター等容易に点検できる場所に設けてあること。
 - イ 火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けてあること。
 - ウ 操作上又は点検実施上支障とならない位置で、かつ、操作等に必要な空間が保有してあること。
 - エ 直射日光、外光、照明等により表示灯の点灯に影曹を受けない位置に設けてあること。
- (2) 地震等により倒れないように堅固に設けてあること。
- (3) 機器の各部に変形、損傷等がないこと。
- (4) 操作部
 - ア 操作スイッチは、床面から0.8m（いすに座って操作するものにあつては0.6m）以上1.5m以下の高さ容易に操作できるよう設けてあり、損傷、緩み等がなく、停止点が明確であること。
 - イ 各種表示灯は、点灯状態が正常であり、かつ、灯火は前面3m離れた位置で明確に識別できること。

〔Ⅱ〕性能検査

1 制御盤の予備電源試験

- (1) 電源の自動切替え機能が正常であること。
- (2) 所定の電圧値を有していること。

2 放射試験

- (1) 末端試験弁の開放により加圧送水装置が起動し、流水検知装置の作動により警報が発せられるとともに、防災センター等常時人のいる場所に、放射した階又は放射区域の表示ができること。ただし、自動火災報知設備により警報を発せられる場合は、音響警報装置を設けないことができる。
- (2) 末端試験弁において放射圧力及び放射量が設置したヘッドの使用範囲内であること。
放射量は次式により算出する。

$$Q = K \sqrt{10P}$$

Q : 放射量 (L/min)

P : 放射圧力 (MPa)

K : 定数

第 26-1 表 性能鑑定品とそれに相当する認定品の型式番号に係る対応表

製造者	性能鑑定品			認定品		
	型式番号	種別	型式等	型式番号	種別	型式
ヤマトプロテック 株式会社	鑑特第 130 号 ※ 1 鑑特第 130～1 号	※ 2 特定消火機器	閉鎖型フォームヘッド バルブ型 C68 (標準, 下向き)	認評駐閉 第 26～1 号	閉鎖型 泡水溶液ヘッド	バルブ型 C68, 感知範囲 r 2.1, 呼称 15 (標準 r 2.1, 下向き, 発泡倍率 5 倍以上)
	鑑特第 131 号 ※ 1 鑑特第 131～1 号	※ 2 特定消火機器	閉鎖型フォームヘッド バルブ型 C68 (標準, 上向き)	認評駐閉 第 26～2 号	閉鎖型 泡水溶液ヘッド	バルブ型 C68, 感知範囲 r 2.1, 呼称 15 (標準 r 2.1, 上向き, 発泡倍率 5 倍以上)
	鑑特第 117 号	※ 2 特定消火機器	閉鎖型噴霧消火システム用噴霧ヘッド バルブ型 C66, 呼称 10 (標準型, 下向き)	認評駐閉 第 26～3 号	閉鎖型 泡水溶液ヘッド	バルブ型 C66, 感知範囲 r 2.8, 呼称 10 (標準 r 2.8, 下向き, 発泡倍率 5 倍未満)
	鑑特第 118 号	※ 2 特定消火機器	閉鎖型噴霧消火システム用噴霧ヘッド バルブ型 C66, 呼称 15 (矩形型, 下向き)	認評駐閉 第 26～4 号	閉鎖型 泡水溶液ヘッド	バルブ型 C66, 感知範囲 6.4×3.2, 呼称 15 (矩形 6.4×3.2, 下向き, 発泡倍率 5 倍未満)
	鑑特第 121 号	※ 2 特定消火機器	閉鎖型噴霧消火システム用噴霧ヘッド バルブ型 C88, 呼称 10 (標準型, 下向き)	認評駐閉 第 26～5 号	閉鎖型 泡水溶液ヘッド	バルブ型 C88, 感知範囲 r 2.8, 呼称 10 (標準 r 2.8, 下向き, 発泡倍率 5 倍未満)
	鑑特第 122 号	※ 2 特定消火機器	閉鎖型噴霧消火システム用噴霧ヘッド バルブ型 C66, 呼称 10 (標準型, 上向き)	認評駐閉 第 26～6 号	閉鎖型 泡水溶液ヘッド	バルブ型 C66, 感知範囲 r 2.8, 呼称 10 (標準 r 2.8, 上向き, 発泡倍率 5 倍未満)
	鑑特第 211 号	※ 2 特定消火機器	開放型噴霧ヘッド (標準 r 2.8, 下向き)	認評駐開 第 26～1 号	開放型 泡水溶液ヘッド	呼称 10 (標準 r 2.8, 下向き, 発泡倍率 5 倍未満)
	鑑特第 212 号	※ 2 特定消火機器	開放型噴霧ヘッド (標準 r 2.8, 上向き)	認評駐開 第 26～2 号	開放型 泡水溶液ヘッド	呼称 10 (標準 r 2.8, 上向き, 発泡倍率 5 倍未満)
	鑑特第 126 号	※ 2 特定消火機器	感熱開放継手 バルブ型 C66, 感知範囲 r 3.25, 呼称 25 (上向き, 下向き)	認評駐継 第 26～1 号	感熱継手	バルブ型 C66, 感知範囲 r 3.25, 呼称 25 (上向き, 下向き)
	鑑特第 229 号	※ 2 特定消火機器	感熱開放継手 (高温型) バルブ型 C88, 感知範囲 r 3.25, 呼称 25 (上向き, 下向き)	認評駐継 第 26～2 号	感熱継手	バルブ型 C88, 感知範囲 r 3.25, 呼称 25 (上向き, 下向き)

製造者	性能鑑定品			認定品		
	型式番号	種別	型式等	型式番号	種別	型式
ニッタン 株式会社	鑑特第 220 号	※2 特定消火機器	閉鎖型噴霧ヘッドHN P72 可溶片型C72 (標準 r 2.8, 下向き)	認評註閉 第 26～7 号	閉鎖型 泡水溶液ヘッド	可溶片型C72, 感知範囲 r 2.8, 呼称 15 (標準 r 2.8, 下向き, 発泡倍率5倍未満)
	※1 鑑特第 220-1 号	特定初期拡大 抑制機器				
	鑑特第 221 号	※2 特定消火機器	閉鎖型噴霧ヘッドHN P96 可溶片型C96 (標準 r 2.8, 下向き)	認評註閉 第 26～8 号	閉鎖型 泡水溶液ヘッド	可溶片型C96, 感知範囲 r 2.8, 呼称 15 (標準 r 2.8, 下向き, 発泡倍率5倍未満)
	※1 鑑特第 221-1 号	特定初期拡大 抑制機器				
	鑑特第 222 号	※2 特定消火機器	閉鎖型噴霧ヘッドHN U72 可溶片型C72 (標準 r 2.8, 上向き)	認評註閉 第 26～9 号	閉鎖型 泡水溶液ヘッド	可溶片型C72, 感知範囲 r 2.8, 呼称 15 (標準 r 2.8, 上向き, 発泡倍率5倍未満)
	※1 鑑特第 222-1 号	特定初期拡大 抑制機器				
	鑑特第 223 号	※2 特定消火機器	閉鎖型噴霧ヘッドHN U96 可溶片型C96 (標準 r 2.8, 上向き)	認評註閉 第 26～10 号	閉鎖型 泡水溶液ヘッド	可溶片型C96, 感知範囲 r 2.8, 呼称 15 (標準 r 2.8, 上向き, 発泡倍率5倍未満)
	※1 鑑特第 223-1 号	特定初期拡大 抑制機器				
	鑑特第 227 号	※2 特定消火機器	開放型噴霧ヘッドHN U-O (標準 r 2.8, 上向き)	認評註閉 第 26～3 号	開放型 泡水溶液ヘッド	呼称 15 (標準 r 2.8, 上向き, 発泡倍率5倍未満)
	※1 鑑特第 227-1 号	特定初期拡大 抑制機器				
	鑑特第 228 号	※2 特定消火機器	開放型噴霧ヘッドHN P-O (標準 r 2.8, 下向き)	認評註開 第 26～4 号	開放型 泡水溶液ヘッド	呼称 15 (標準 r 2.8, 下向き, 発泡倍率5倍未満)
	※1 鑑特第 228-1 号	特定初期拡大 抑制機器				

第 26-2 表 性能鑑定品とそれに対応する特定機器評価等の型式番号に係る対応表

製造者	性能鑑定品			特定機器評価品等		
	型式番号	種別	型式等	型式番号	種別	型式
ヤマトプロテック株式会社	鑑特第 129 号	※ 2 特定消火機器	閉鎖型泡消火システム (CFシステム)	特評第 248 号	特定初期拡大 抑制機器	特定駐車場用泡消火設備 泡消火薬剤混合装置 (希釈容量濃度 3%)
	鑑特第 218 号	※ 2 特定消火機器	閉鎖型泡消火システム (CFシステムII)	特評第 249 号	特定初期拡大 抑制機器	特定駐車場用泡消火設備 泡消火薬剤混合装置 (希釈容量濃度 2%)
能美防災株式会社	鑑特第 119 号	※ 2 特定消火機器	閉鎖型噴霧消火システム	特評第 251 号	特定初期拡大 抑制機器	特定駐車場用泡消火設備 システム制御盤
	鑑特第 208 号	※ 2 特定消火機器	閉鎖型噴霧消火システム (II型・NS式)	特評第 250 号	特定初期拡大 抑制機器	特定駐車場用泡消火設備 泡消火薬剤混合装置 (希釈容量濃度 3%)
	鑑特第 210 号	※ 2 特定消火機器	閉鎖型噴霧消火システム (II型・湿式)	特評第 251 号	特定初期拡大 抑制機器	特定駐車場用泡消火設備 システム制御盤
	鑑特第 225 号	※ 2 特定消火機器	閉鎖型噴霧消火システム (アクアフォース湿式予作動)	特評第 250 号	特定初期拡大 抑制機器	特定駐車場用泡消火設備 泡消火薬剤混合装置 (希釈容量濃度 3%)
ニッタン株式会社	鑑特第 225-1 号	※ 2 特定消火機器	閉鎖型噴霧消火システム (アクアフォース湿式予作動)	特評第 252 号	特定初期拡大 抑制機器	特定駐車場用泡消火設備 泡消火薬剤混合装置 (希釈容量濃度 1.5%)
	※ 1 鑑特第 225-1 号	※ 2 特定消火機器	閉鎖型噴霧消火システム (アクアフォース湿式予作動)	特評第 253 号	特定初期拡大 抑制機器	特定駐車場用泡消火設備 システム制御盤
	鑑特第 226 号	※ 2 特定消火機器	閉鎖型噴霧消火システム (アクアフォース湿式)	特評第 252 号	特定初期拡大 抑制機器	特定駐車場用泡消火設備 泡消火薬剤混合装置 (希釈容量濃度 1.5%)
	※ 1 鑑特第 226-1 号	※ 2 特定消火機器	閉鎖型噴霧消火システム (アクアフォース湿式)	特評第 253 号	特定初期拡大 抑制機器	特定駐車場用泡消火設備 システム制御盤
鑑特第 224 号	※ 2 特定消火機器	噴霧消火薬剤 HC-15	泡第 25~2 号	泡消火薬剤	水成膜泡 1.5% (-10℃~+30℃)	

※ 1 性能鑑定品の型式番号中「鑑特第〇〇〇-1号」又は「鑑特第〇〇〇-1号」は、その上段「鑑特第〇〇〇号」の型式変更による型式です。

※ 2 平成 20 年 8 月に性能鑑定品の種別区分の名称は「特定消火機器」から「特定初期拡大抑制機器」に変更になっています。